

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策  
(国内制限措置の延長と一部変更)

2021年12月13日  
在ギリシャ日本国大使館

1 ギリシャ政府が国内制限措置を延長・一部変更しましたので、お知らせします。今回の措置の有効期間は、12月20日までとなっています。

今回変更された主な内容は次のとおりです。

(1) ワクチン接種証明書について

60歳以上のワクチン接種証明書は、強化接種を受けていない場合、2回目接種(※ジョンソン・エンド・ジョンソンの場合は1回目接種)完了後から7か月経過後、当該証明書を無効とみなす。

(2) 新型コロナウイルス治癒証明書について

●当該証明書は、これまで当初の診断結果から30日経過後に発行されていたが、今後は30日以内に発行する。また、証明書の有効期間を180日間から90日間に短縮する。加えて、当初診断方法をPCR検査に限定する。

●なお、2021年10月31日までに発行された証明書は、従来通り180日間有効とする。同年11月1日から12月4日までに発行された証明書は、当初診断はPCR検査かラピッドテストによる結果で認めることとし、90日間有効とする。同年12月5日以降は、当初診断はPCR検査結果に限り、90日間有効とする。

2 「制限措置の一覧」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。

※各種施設利用時の必要書類が流動的でわかりにくくなっています。別添資料をご確認いただくとともに、詳細については各事業社等にお問い合わせください。

3 また、ギリシャ政府は、クリスマス・年末年始期間の感染拡大防止対策として、12月6日から12日までの間、ワクチン接種の有無を問わず、18歳以上の者に対しセルフテスト検査キットの無料配布を行っていましたが、当該無料配布期間を12月18日(日)17時まで延長すると発表しました。

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : [consular@at.mofa.go.jp](mailto:consular@at.mofa.go.jp)